

大阪市地域福祉基本計画の策定に向けて

～計画の素案にご意見を募集しています～

皆さまからお寄せいただきましたご意見を参考にさらに検討し、平成 30 年 3 月末までに計画を策定し公表します。また、いただいたご意見につきましては、大阪市の考え方を整理し、計画への反映状況とともにホームページに掲載しますが、個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

募集期間

平成29年**12月25日**(月)から平成30年**1月24日**(水)午後5時30分

※ 募集期間内に必着するようにお願いします。

ご意見の提出方法

送付、ファクシミリ、持参、電子メールのいずれかの方法によりご意見をお寄せください。

(1)～(3)の方法によりご意見をお寄せいただく場合は、この冊子の最後に添付の用紙をご活用ください。

(1) 送付の場合

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
大阪市福祉局地域福祉課「計画の意見募集」係あて

(2) ファクシミリの場合

大阪市福祉局地域福祉課(06-6202-0990)あて

(3) 持参の場合

大阪市北区中之島1-3-20
大阪市福祉局地域福祉課(大阪市役所2階北側)
※ 開庁時間: 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分
ただし、12月29日～1月3日、8日は受付できません

(4) 電子メール(e-mail)の場合

tiikifukushi@city.osaka.lg.jp(すべて半角)まで
様式の定めはありません。メール本文に、ご意見を記載してください。
※ 差し支えなければ、年齢・性別・お住まい(大阪市内・市外の別のみ)も記載してください。

お問い合わせ

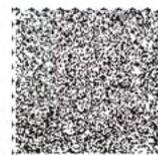
大阪市福祉局 地域福祉課

電話番号 06-6208-7970 ファクシミリ番号 06-6202-0990

【ご意見の取り扱いなど】

- ※ 電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けておりませんのでご注意ください。
ご意見をいただきました皆さまの個人情報は、本件以外の目的に一切使用・公表しません。
- ※ この冊子は、計画(素案)の概要をまとめたものであり、計画(素案)の全文につきましては、大阪市福祉局地域福祉課(市役所2階)、区保健福祉センター福祉業務担当等に設置しています。また、以下のホームページにも掲載しています。
- ※ この冊子の各ページには網目模様の音声コード(SPコード)をつけています。
この音声コードを専用の読み取り装置を使用することで、冊子の掲載内容を音声で聞くことができます。音声コードはQRコードとは異なります。

(http://www.city.osaka.lg.jp/templates/jorei_boshu/fukushi/0000416005.html)



I 計画の考え方

1 計画策定の背景と趣旨

大阪市では、「市政改革プラン」にもとづき、ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）の考え方のもと、それぞれの区において、地域の実情に応じた特色ある地域福祉の取り組みが進められています。

各区の取り組みをさらに強力に支援するとともに、福祉人材の育成・確保や権利擁護の取り組みなど、各区に共通する福祉課題や、法制度改正等への対応など基礎的な部分については、市域全体で推進するための計画として、「大阪市地域福祉基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、だれもが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けられるまちづくりをめざしていきます。

2 計画の位置づけ

地域福祉基本計画の位置づけ

本計画は、地域福祉を推進するための中心的な計画である区地域福祉計画（地域福祉ビジョン等）（以下「区地域福祉計画等」という。）を支援する基礎的な計画であり、各区の区地域福祉計画等と一体で、社会福祉法第107条にもとづく「市町村地域福祉計画」を形成するものです。

また、生活困窮者の自立を支援する取り組みを記載するとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき市町村が定める基本的な計画としての位置づけを有しています。

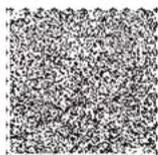
分野別計画・関連計画等との関係

本計画は、地域という視点から各分野別計画を横断的につなぐことで、年齢や性別、障がいの有無、生活課題の違いにかかわらず、すべての人の地域生活を支えるため、保健・福祉の各分野別計画が共通して取り組む目標を明確にするとともに、人権、教育、雇用、住宅、交通、情報、防災など、生活に関わるさまざまな分野の施策と連携して取り組むことをめざします。

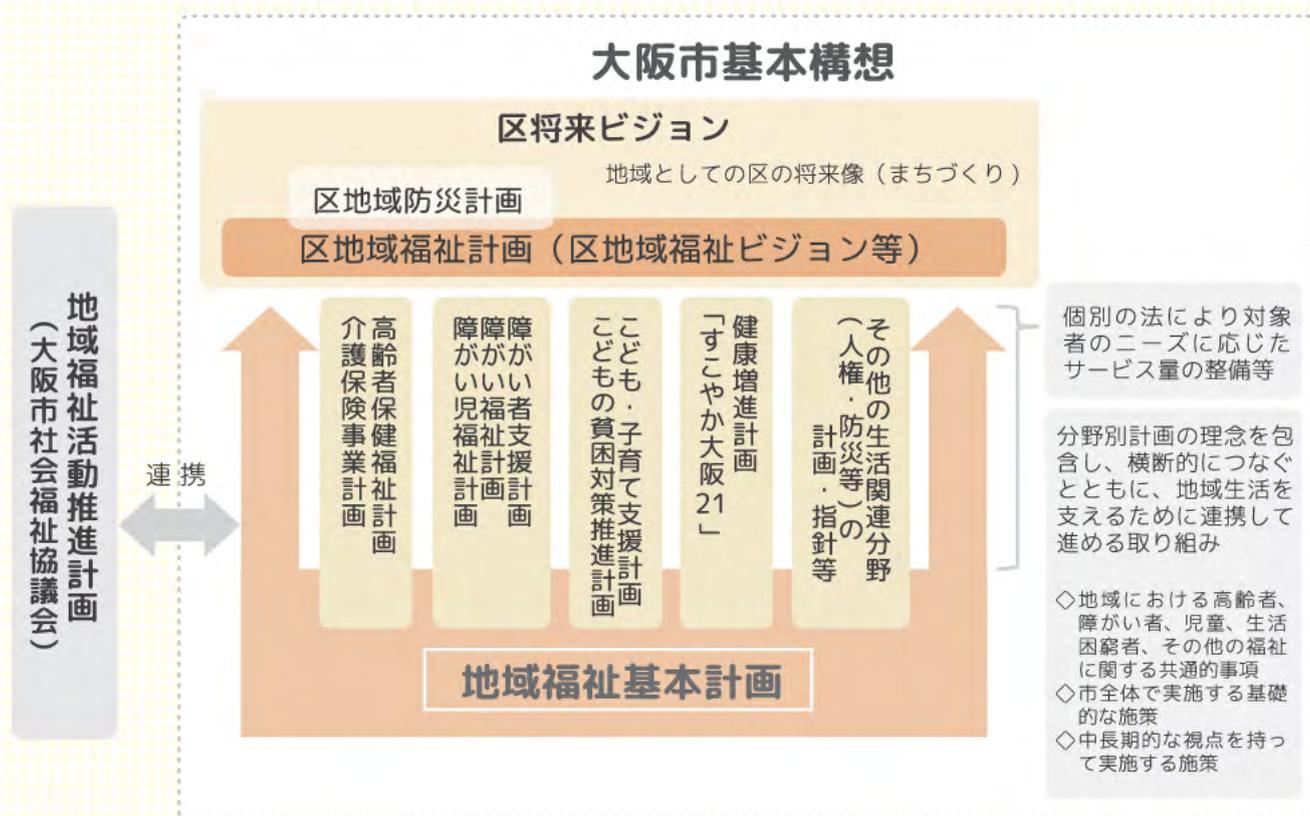
社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画との関係

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は社会福祉法において、地域福祉推進の中心的な担い手として規定されています。

本計画と、大阪市社協が策定している「大阪市地域福祉活動推進計画」は、理念や方向性を共有し、いわば車の両輪となって地域福祉を推進する計画です。



〔地域福祉基本計画の位置づけと他の計画等との関係（イメージ図）〕



3 計画期間

2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの3か年とします。

4 圏域の考え方

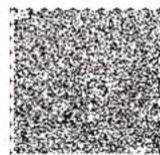
本計画においては、さまざまな主体がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協働していくよう、重層的に圏域を設定し、「小地域（概ね小学校区）」を地域福祉を推進するにあたって基本となる圏域として位置づけます。

5 計画の推進・評価の体制

本計画の推進・評価は、「計画(Plan)」を「実施(Do)」し、「評価(Check)」して「改善(Action)」するという「PDCA サイクル」を活用し、効果的に取り組みを進めます。

「実施(Do)」については、福祉局長を委員長とする「大阪市地域福祉連絡会議」において、全庁的な体制で本計画の推進を図ります。

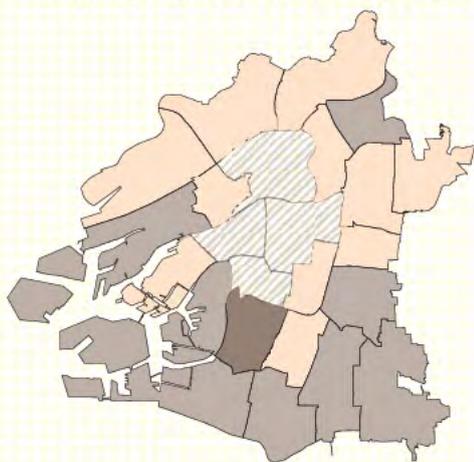
「評価(Check)」については、公募による市民委員や関係機関・団体の代表者等の参加による「大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」で計画推進状況の評価を行い、「改善(Action)」については、専門分科会のもとに設置している「地域福祉基本計画策定・推進部会」において、評価にもとづく改善方策の検討を行います。



II 地域福祉を取り巻く現状

福祉課題は地域ごとに異なり福祉ニーズも多様化

区別の高齢化率推計(2040(平成52)年)

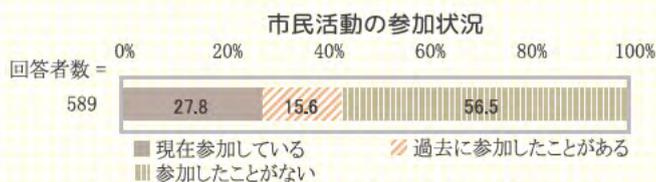


- 30%未満
〔西区、北区、中央区、浪速区〕
- 35%未満
〔福島区、鶴見区、天王寺区、港区、東淀川区、淀川区、西淀川区、城東区、東成区、都島区、阿倍野区〕
- 40%未満
〔平野区、此花区、住吉区、東住吉区、生野区、旭区、住之江区、大正区〕
- 40%以上
〔西成区〕

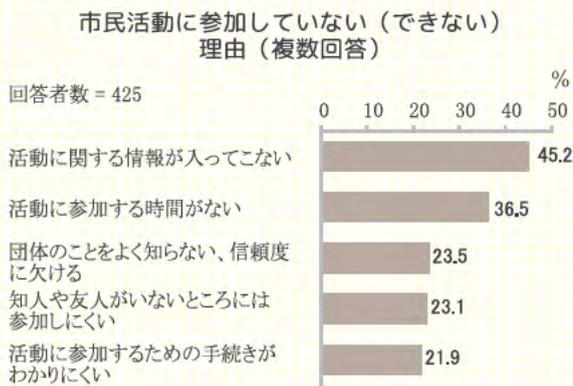
区ごとに高齢化率が異なるなど、地域福祉に関するニーズも様々であり、引き続き地域の実情に応じた創意のある取り組み、特に地域福祉推進の基本圏域と位置づけた小地域における取り組みを進めていくことが大切です。

出典：大阪市人口ビジョン(2016(平成28)年)

市民活動に関心がある人は約6割、市民活動に参加している人は約3割



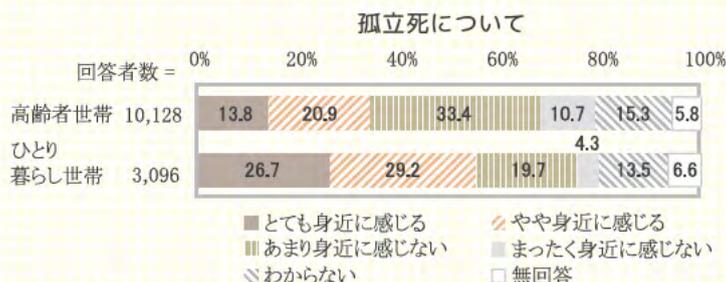
※小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%とならない



出典：大阪市政モニターアンケート(2017(平成29)年2月)

地域福祉活動に関心はあるものの、参加に至っていない人に対して、誰もが気軽に参加できる活動の場や、取り組みやすい活動事例の情報の発信、様々な参加形態の啓発や周知を行うことが重要です。

孤立死を身近に感じるひとり暮らしの高齢者が約6割



見守り活動を充実するなど、だれもが安心して暮らし続けられるまちづくりを進める必要があります。

出典：大阪市高齢者実態調査報告書(2017(平成29)年3月)

